○広島司法書士会司法書士の業務広告に関する規則の運用指針

（目　的）

第１条　この規則は、広島司法書士会会則（以下「会則」という）第８７条、司法書士倫理第１６条に基づき、広島司法書士会員（司法書士法人を含む。以下同じ）の業務広告（以下「広告」という）に関する品位の保持に必要な事項を定めることを目的とする。

１　目的

この指針は、会員が行う業務広告（以下「広告」という。）に関し、広島司法書士会会則（以下「会則」という。）又は司法書士倫理第１６条の規程に基づき、規定の解釈及び運用についての指針を定めることを目的とする。

２　解釈及び運用の基準

（１）本会は、司法書士の業務広告に関する規則基準（以下「規則」という。）の解釈及び運用に当たっては、以下のことに留意しなければならない。

ア　司法書士の品位を損なうことがないよう、また不適切な広告により国民の利益が損なわれることがないようにすること。

イ　会員が広告を行うことにより国民が司法書士から法的サービスを受けられるための情報であること及びこれにより国民が権利の実現を図ることができるようになることを鑑み、会員の広告による情報提供が妨げられることがないようにすること。

（２）この指針は、事例の集積に合わせて適時に改定する。

（広告の定義）

第２条　この規則における広告とは、会員が口頭、文書、放送、電磁的方法その他の方法により自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

１　広告の主体

（１）規則第２条の規定は、会員が行うものであることを規定するが、広告の主体が誰であるかは、広告を全体的に観察し判断する。

（２）広告中に、広告主である会員以外の第三者の談話、証言、推薦文等が掲載されていたとしても、全体的に観察して会員が行っていると認められるときは、その会員の広告であると判断する。この場合において、その第三者の談話、証言、推薦文等を利用した広告であると認めるときは、その談話、証言、推薦文等を含めて、規則に違反するか否かを判断する。

２　広告の目的

（１）判断基準

規則第２条の主たる目的が顧客又は依頼者の誘引にあるか否かについては、会員の主観のみ

を基準とするのではなく、広告内容、広告がなされた状況等全体的な事情を総合的に判断する。

（２）相談会等を司法書士事務所でなく一時的な会場で行う場合は、当該相談会等が無料の相談に限るとしても、継続相談、事件の依頼の可能性があることから、顧客又は依頼者の誘引が目的であるものであって、広告に該当する。

３　ホームページ等への掲載と広告の関係

会員を紹介するホームページ等を運用する事業者によってなされる広告は、対価の有無にかかわらず、会員自らが掲載を認めたものは本規定に定める広告となる。

（禁止される広告）

第３条　会員は、次の広告をすることができない。

（１）　事実に合致していない広告

（２）　誤導又は誤認のおそれのある広告

（３）　誇大又は過度な期待を抱かせる広告

（４）　困惑させ、又は過度な不安をあおる広告

（５）　特定の司法書士又は司法書士法人の事務所と比較した広告

（６）　法令、司法書士倫理又は会則等に違反する広告

（７）　司法書士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

第３条では「会員は、次の広告をすることができない。」として第１号から第７号まで規定している。具体的には次の広告が該当すると考える。

１　事実に合致していない広告（第１号）

（１）虚偽の表示

例　①　経歴等に虚偽がある

②　実在しない人物からの推薦文

③　従業員や未登録の司法書士試験合格者をあたかも司法書士として表示する

④　司法書士法第３条第２項第２号の認定を受けていない会員による「債務整理」「過払金返還請求」等、簡裁訴訟等代理関係業務に該当すると考えられる業務の表示

⑤　女性司法書士が所属していないのにもかかわらず、「女性司法書士が対応します。」等の記載がある

⑥　依頼者（過去の依頼者を含む）の体験談等の記載に虚偽がある

⑦　業務時間（受付時間）が実際と異なる

⑧　取扱件数や実績を過大過剰に表現した広告

⑨　実際には相談料を請求するにもかかわらず、集客目的のみで相談無料としている

⑩　実際の取扱事件でないのにもかかわらずあたかも過去の取扱事件であるかのような事例を掲載

⑪　実体が伴わないにもかかわらず、「ワンストップサービス」等を標榜する表示

（２）実体が伴わない団体、組織の表示

例　①　実体が伴わない「…研究会」「…全国会議」等と団体名を表示する

２　誤導又は誤認のおそれのある広告（第２号）

（１）他の事件を例として挙げ、その例と同じような結果をもたらすと思わせるような表現

例　①　「過払金返還請求事件で〇万円を取り戻しました。あなたも可能です。」

（２）司法書士報酬について曖昧かつ不正確な表現

例　①　「割安な報酬で事件を受託します。」

②　「この地域で最も安価な報酬で登記手続きを行います。」

（３）その他

例　①　司法書士会が開催するかのような相談会の案内

３　誇大又は過度な期待を抱かせる広告（第３号）

例　①　「当事務所ではどんな事件でも解決してみせます」「たちどころに解決します」といった表現

②　過払金１００％回収との記載

③　金融業者からの督促がすべて止まるといった表現

４　困惑させ、又は過度な不安をあおる広告（第４号）

例　①　「今すぐ請求しないと貴方の過払金は失われます。」

５　特定の司法書士又は司法書士法人の事務所と比較した広告（第５号）

司法書士・司法書士法人等の氏名若しくは名称又は具体的な事務所名が表示されていない場合においても、全体的な表現から特定の依頼者、案件等を想起させるような表現になっているときはこれに該当する。

例　①　「〇〇司法書士事務所より豊富なスタッフ」

②　「当事務所は、〇司法書士事務所より安価な報酬で事件を受託します。」

６　法令、司法書士倫理又は会則等に違反する広告（第６号）

ここでいう法令とは、司法書士法のほか不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法、刑罰規則などすべての法令、条例をいう。

また、名誉毀損・信用損壊、プライバシー侵害、著作権・商標権侵害となる広告も禁止される。

（１）広告内容に問題があるか否かにかかわらず、司法書士でない者（司法書士法第７３条第１項、弁護士法第７２条の規定に違反する者）に自己の名義を使用させて行う広告

（２）他士業その他司法書士でない者と共同して行う広告であって、当該司法書士でない者があたかも司法書士と共同して権限を超えて司法書士業務を行うことができるかのように表現された広告

（３）登録している事務所のほかに名称の如何を問わず、司法書士業務を行う本拠とみられる別の連絡先を記載する広告（司法書士法施行規則１９条に違反する恐れ）

（４）「東京都司法書士〇〇センター」等公的な団体、組織を想起させる、又は、関連させる表示をする

（５）広告内容に不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）に違反する広告

（６）不当誘致行為に該当する広告

金品等の提供や供応をもって依頼を誘致するような広告は禁止される。

例　①　「友人等をご紹介いただいた方には紹介料を差し上げます。」

②　「他の事務所の見積より報酬を下げます。」

（７）事件を依頼する上で、面談がまったく不要であるかのような表現

（８）他の司法書士を誹謗中傷する広告（司法書士倫理４１条）

司法書士・司法書士法人等の氏名若しくは名称又は具体的な事務所名が表示されていない場合においても、全体的な表現から特定の司法書士等を指していると認められるときはこれに該当する。

７　司法書士の品位又は信用を損なうおそれのある広告（第７号）

司法書士の「品位」については、具体的な定義はないが、司法書士法及び司法書士倫理で定められている趣旨からすると、司法書士の品位保持は、高度な倫理規範をもってその職責を全うするということにおいて、市民の司法書士に対する信頼を醸成し、これを維持することにあると考えられる。

したがって、当該広告が品位を損なうおそれがあるか否かは、会員の立場から判断するのではなく、市民の司法書士に対する信頼を損なうおそれがあるか否か、という市民の視点で判断されなければならない。

また、当該広告が本条の第１号ないし第６号に該当しない場合であっても、司法書士法第２条の趣旨に鑑み、本号に違反するおそれがある場合があることに注意しなければならない。司法書士法第２条の規定の趣旨は、司法書士が行う広告の適否の判断に重要な規範となるものであると考える。

以上のことから、次のような広告方法、表示形態、場所等が奇異若しくは低俗なもの、派手すぎるもの、見る人に不快感を与えるもの等、国民から見て司法書士にふさわしくないと思われる広告は司法書士の品位又は信用を損なうおそれがあると考えられ、規則第３条第７号に違反するものとする。

（１）次に掲げる方法又は表示形態による広告

例　①　他人に不快感を与える拡声器で連呼する広告

②　サンドイッチマン、プラカード等による司法書士に対する国民の信頼を損なう広告

③　違法・脱法行為を助長したり、もみ消しを示唆する広告

例　「中間省略登記が可能です。」等その他違法脱法行為

④　ことさら残酷又は悲惨な場面を利用した広告

（２）国民から見て品位や信用を求められる職種の広告場所としてふさわしくない例えば次に掲げる場所における広告

例　①　風俗営業店内

②　消費者金融業店内

８　その他注意点

（１）キャッチフレーズ

キャッチフレーズは、表現が抽象的でかつ説明が十分でないことから、広告の受け手に対し、誤解や過度な期待を与えかねないため、広告にキャッチフレーズを用いるときは、規則第３条第２号及び第３号の規定に鑑み、その表現に十分注意しなければならない。ただし、次に掲げる例のような表示は、事実に反しない限り許される。

例　①　「市民の味方です。」

②　「懇切丁寧にやります。」

③　「国民の権利を保全する司法書士」

④　「モットーは迅速第一」

（２）役職、経歴等に関する表示

次に掲げる役職・経歴等に関する表示の例は、それぞれ次のとおり違反するものと判断する。

ア　「実体のない団体、ほとんど活動していない団体又は司法書士に対する社会的信頼・信用を損なわせる団体の役職又は経歴を表示すること。」は規則第３条第１号及び第７号に違反する。

イ　役職又は前歴を表示し、その役職又は前履歴によって特に有利な取扱いや解決が期待できるような次に掲げる表示

①　「元○○法務局○○支局長○○法務局に顔がききます。」

②　「元家庭裁判所の調停委員○○家庭裁判所の調停では有利に進めることができます。」

このような表示は規則第３条２号及び３号に違反する。

（３）専門分野と得意分野の表示

ア　一般に専門分野といえるためには、特定の分野を中心的に取り扱い、経験が豊富でかつ処理能力が優れていることが必要と解されるが、現状では、何を基準として専門分野と認めるのかその判定は困難である。専門性判断の客観性が何ら担保されないまま、その判断を個々の司法書士に委ねるとすれば、経験及び能力を有しないまま専門家を自称するというような弊害も生じるおそれがある。

客観性が担保されないまま専門家、専門分野等の表示を許すことは、誤導のおそれがあり、国民の利益を害し、ひいては司法書士等に対する国民の信頼を損なうおそれがあるものであり、表示を控えるのが望ましい。専門家であることを意味するスペシャリスト、プロ、エキスパート等といった用語の使用についても、同様とする。

イ　得意分野という表示は、その表現から判断して司法書士等の主観的評価にすぎないことが明らかであり、国民もそのように受け取るものと考えられるので、規則第３条第２号又は第３号に違反しない。ただし、主観的評価であっても、得意でないものを得意分野として表示する場合は、この限りでない。

ウ　豊富な経験を有しないが取扱いを希望する分野として広告に表示する場合には、次に掲げる例のように表示することが望ましい。

例　①　「積極的に取り組んでいる分野」

②　「関心のある分野」

エ　次に掲げる表示は、専門等の評価を伴わないものであって、規則第３条第２号及び第３号に違反しない。

例　①　「取扱い分野」

②　「取扱い業務」

（４）広告中に使用した場合、文脈によって問題となり得る用語

次に掲げる用語は、広告中に用いる場合には、文脈により、事実に合致しない広告、誤導又は誤認のおそれのある広告、誇大又は過度な期待を抱かせる広告等に該当することがあるので、これらの用語の使用については十分注意しなければならない。

例　①　「最も」、「一番」その他最大級を表現した用語
②　「完璧」、「パーフェクト」その他完全を意味する用語
③　「信頼性抜群」、「顧客満足度」その他実証不能な優位性を示す用語
④　「常勝」、「不敗」その他結果を保証又は確信させる用語

（５）広告の方法、表示形態、場所等による規則第３条の解釈適用指針

広告媒体は、看板、新聞、電話帳等はもちろん、ポスター、電車、バス等の中吊り広告、新聞の折込み広告、インターネットのホームページ等のあらゆる媒体が広く・利用できるものであり、媒体自体から直ちに一般的に禁止されるものはない。ただし、広告の方法、表示形態、場所等により規則第３条各号のいずれかに違反することがあることに注意しなければならない。

（６）点滅式灯火及びネオンサイン

点滅式灯火（短時間に点滅を繰り返す灯火をいう。）又はネオンサイン（ネオン管を利用した広告をいう。）は、設置場所、位置、大きさ、デザイン、色彩等、当該広告のなされている地域の固有の景観、街並み、周辺環境等との調和その他総合的な観点から、司法書士にふさわしいものであるか否かを個別的に判断する。

（７）テレビ、ラジオ等による広告

ア　テレビ、ラジオ等による広告は、短時間で視聴者の感覚や感情に直接印象づける性格の媒体であって、情報量が十分でなく、そのため不正確な印象を強く視聴者に与えるおそれがあり、かつ、当該印象は是正が困難である等の問題点があることを考慮し、広告の表現内容について、事前に広告制作者及び出演者と十分に打ち合わせ、規則第３条各号に抵触しないようにすることが望ましい。

イ　低俗又は社会的に非難を受ける番組等国民から見て司法書士にふさわしくないと考えられる番組における広告は、広告内容自体が規則第３条各号に該当しない場合であっても、品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規則第３条第７号に違反する。

（８）新聞、雑誌等による広告

次に掲げる媒体において広告することは、広告内容自体が規則第３条各号に該当しない場合であっても、品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規則第３条第７号に違反する。

例　①　低俗な風俗雑誌、新聞等
②　反社会的団体等が発行する新聞、雑誌等

（９）ダイレクトメール、新聞折込み広告

ア　ダイレクトメール、新聞折込み広告等を利用する場合においては、国民に対し、奇異な感情又は不快感を抱かせないよう格別に配慮しなければならない。

「広告お断り」とあるのに、その表示を無視して行うようなことは、プライバシーの侵害とはいえない場合であっても、司法書士の品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規則第３条第７号に違反する。

イ　多重債務者リストその他の名簿等ダイレクトメールを発送するための宛先の情報源が偽りその他不正の手段により入手したものであるときは、司法書士等の品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規則第３条第７号に違反する（本規則第１０条も参照）。

(10) ファクシミリ通信等による広告

ファクシミリ通信等を用いた広告についても、一方的に面識のない者に送信等されるもので

あることに鑑み、国民に対し、奇異な感情又は不快感を抱かせないよう格別に配慮することが望ましい。

(11) 屋外広告物

ア　この指針において、「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外に表示されるものであって、建物その他の工作物等に掲出され、若しくは表示される次に掲げるもの又はこれらに類するものをいう。

例　①　貼紙、ポスター又は貼札
②　立て看板（土地等に固定して設置しているか否かを問わない。）
③　のぼり旗又は広告幕（懸垂幕等）
④　広告板（照明装置の有無を問わない。）又は広告塔（屋上広告等）
⑤　アーチ・アーケード、電柱又は街灯柱を利用したもの
⑥　電車広告又はバス・トラック等を利用した自動車広告

イ　司法書士等は、屋外広告物により広告するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（ア）屋外広告物は、美観風致の面から屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）及び観光立国推進基本法（平成１８年法律第１１７号）並びにこれらに基づく各都道府県の条例により、安全性の面から道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）及び道路法（昭和２７年法律第１８０号）により、防火・構造の面から建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）により、広告物又は広告物を掲出する物件の距離、間隔、高さ、面積、形状、色彩、素材、場所等が細かく規制されており、これらに違反するときは、法令に違反するものとして、規則第３条第６号に違反することとなること。

（イ）屋外広告物法は、屋外広告物の表示の場所及び方法、広告塔、広告板等の掲出物件の設置又は維持について必要な規制基準を定め、この具体的な規制を都道府県の条例に委ねており、かつ、当該条例においては、知事等の許可が幅広く援用されていることから、屋外広告物を用いて広告をしようとする場合には、都道府県ごとに規制が異なるので、あらかじめ規制の内容等を精査し、許可申請その他必要な手続を怠らないこと。

（ウ）法令等に違反していない場合であっても、当該屋外広告物が、周囲の景観、街並み、自然環境等に照らして極端にそぐわない形態、色彩等である場合には、司法書士の品位又は信用を損なうおそれがあるものとして、規則第３条第７号に違反すると判断される場合もあること。

（表示できない広告事項）

第４条　会員は、次の事項を表示した広告をすることができない。

（１）　訴訟事件の勝訴率

（２）　顧問先又は依頼者。ただし、顧問先又は依頼者の書面による同意がある場合を除く。

（３）　受任中の事件又は過去に取扱った事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び依頼者が特定されず、かつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。

1　規則第４条の規定は、規則第３条で禁止される典型的な広告事項を具体的に明示し、列挙し

たものであるが、ここに列挙されていない広告事項であっても、規則第３条各号のいずれかに該当する場合は、これを許容するものではない。

なお、第２号及び第３号については、ただし書に規定された除外事由に十分留意して解釈し、運用しなければならない。

２　第１号の訴訟事件の勝訴率を表示することは、誤導又は誤認のおそれのある広告に該当し、規則第３条第２号に違反する。

３　第２号の顧問先又は依頼者は、司法書士の守秘義務にかかる事項であり、司法書士が依頼者に対して厳格な守秘義務を負担していることから、顧問先や依頼者をその同意なしに表示することは、法令、司法書士倫理に反する広告に該当し、規則第３条第６号に違反する。

なお、顧問先や依頼者の書面による同意がある場合において、この顧問先や依頼者とは、単なる名目的な関係を有するのみでなく、誤導となるおそれがないような実質的な関係を備えていなければならない。

また、同意を書面で要求しているのは、守秘義務に関して無用な争いが生じるのを避けるためである。同意の範囲や有効期限の問題は、個別に判断することになるので、明確にしておくことが必要である。また、過去の顧問先や過去の依頼者を表示することも可能であるが、その場合は、そのことを明示するなどして誤導にならないように配慮すべきである。

４　第３号の受任中及び過去に取扱った事件は、３と同様に司法書士の守秘義務にかかる事項であり、依頼者の同意なしにこれを表示することは、法令、司法書士倫理に反する広告に該当し、規則第３条第６号に違反する。

この「事件」とは、訴訟事件に限らず、訴訟外の事件、登記、供託、書類作成等、司法書士法及び司法書士法施行規則に規定される事件全てを含むものである。

また、「受任中」とは、委任契約締結時から委任契約終了時までの期間をいい、委任契約終了時とは、契約の目的となっている委任事務処理が終了し金銭的な清算などの一切の処理が完了した時点と解される。

依頼者の書面による同意がある場合は、依頼者の守秘義務に反することにならないから広告にその表示をすることが許される。なお、訴訟関連事件においては相手方に対しては守秘義務を負っていないので、相手方の同意まで得る必要はない。依頼者の書面による同意がない場合であっても、依頼者が特定されない場合でかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合には、例外的に広告として表示できる。

（ウェブサイトを利用した広告）

第４条の２　会員は、ホームページ、ブログ等の情報通信回線を利用したウェブサイト（以下「ホームページ等」という。）の開設者（以下「開設者」という。）に広告を依頼する場合、次に該当するときは広告を行ってはならない。

（１）会員が開設者又は開設者が指定する第三者（以下、併せて「開設者等」という。）に対し、正当な広告掲載料金以外の金銭その他の対価（以下「金銭等」という。）を支払うものであるとき。

（２）ホームページ等を閲覧した者（以下「閲覧者」という。）が開設者等に対し、開設者等が司法書士を紹介することに関し、金銭等を支払うものであるとき。

（３）開設者等が閲覧者と司法書士との間における正常な報酬の決定・事件の処理等、司法書士の業務及びその付随業務に関与できるものであるとき。
（４）その他ホームページ等に広告を行うことにより、法令、司法書士倫理又は会則に違反するおそれがあるものであるとき。

１　第４条の２の規定は、ホームページ等を利用した広告のうち特に注意を要する広告を列挙したものである。

司法書士の情報提供又は司法書士を紹介しているホームページ等が見受けられるが、これらホームページ等に対し広告の申込みを行い広告を行う場合、第４条第１号ないし第４号に該当する場合には、特に第３条第６号に違反するおそれがあることに留意しなければならない。

２　第１号、第２号の場合は、いずれも司法書士の紹介行為に関し開設者等に金銭等の対価が支払われる場合である。会員が開設者等に対し、成果報酬課金型等あっせんにつながる正当な広告掲載料金以外の金銭等を支払うときは司法書士倫理第１３条第２項に違反することとなる。また、開設者等が司法書士を紹介することに関し、閲覧者等が開設者等に対価等が支払われることが予定されている場合、このような広告を申込むことは、同第１３条第２項の趣旨を潜脱するものであり、同様に禁止される。

なお、正当な広告掲載料金を考慮する場合には、拡大解釈することのないよう留意すべきである。

３　第３号は、非司法書士である開設者等が正常な司法書士業務に関与できる（事実上、影響力を行使できる場合も含む。）ことが予定される場合である。このようなホームページ等への広告を禁じたものである（司法書士倫理第１４条第１項）。

４　第４号は、その他ホームページ等への広告により、法令、司法書士倫理又は会則に違反するおそれがあるものであるときは、第３条第６号に該当し禁止される。

（訪問等による広告の禁止）

第５条　会員は、面識のない者（現在及び過去の依頼者、友人、親族その他これらに準じる者以外の者をいう。以下同じ。）に対し、訪問又は電話による広告をしてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この限りでない。

（１）業務の依頼を希望する者から請求があった場合
（２）公益上の必要があるとして所属司法書士会の承認を得た場合
（３）事業所内においてその事業に従事する者に対して行う場合

３　会員は、面識のない者に対し、電子メールによる広告をしてはならない。ただし、その者の承諾を得、かつその者が受領を拒むことができる仕組みを有する場合はこの限りでない。

４　会員は、広告物の路上配布、ポスティング、違法な掲示等、法令に違反する方法を用いて広告をしてはならない。

１　禁止される理由

面識のない者に対する訪問や電話又はメールによる広告が禁止されるのは、その内容が司法書

士に関する一般的な情報の提供であったとしても、司法書士が言葉巧みに勧誘すれば利用者が十分な考慮をしえないまま依頼することになるおそれがあること、面識のない司法書士から直接訪問や電話又はメールを受けること自体が相手方に奇異な感情や不快感を生じさせることが多いと考えられ、司法書士の品位又は信用を損なうおそれが高いからである。

２　公益上の必要がある場合

公益上の必要な場合とは、大きな自然災害や多大な被害を伴う消費者被害事件等が発生した場合のことを言い、司法書士の公益的な職責からこれらに積極的に関与し、被災者や被害者救済の観点から事件への対応が求められるからである。その個別の判断は具体的な事例により、所属司法書士会の承認を要するとした。

３　事業所内に於いてその事業に従事する者に対する場合

金融機関、不動産業者、関連士業の事務所等への挨拶回りや営業活動を行う場合のそれらの事業所内の勤務中の当該職員に対して行う場合のことを指す。これらの者に対する訪問勧誘等の営業活動は禁止される広告ではないが、これらの者に対して有価物の提供や特別有利な条件を提供するもの、「セールス禁止」等の表示のある場所への訪問は、第３条第７号に該当するおそれがある。

４　法令に違反する方法を用いてする広告等

（１）屋内又は屋外での広告物の配布

屋内又は屋外で広告物を配布する行為は、不特定多数の人が出入りする屋内又は街頭、駅頭、道路等の屋外において、通行人等不特定多数の人に広告物を配布するものであるときは、司法書士等の品位又は信用を損なうものであるものとして、規則第３条第７号に違反する場合がある。

例　①　サラ金会社のＡＴＭから出てきた人に対し、「過払い請求しませんか？」というチラシを配布する。

（２）戸別の投げ込み広告

戸別の投げ込み広告、いわゆるポスティングは、ほとんどの場合、大量のチラシ等の広告物を多数の住戸に投げ込みを行う。そして、投げ込みに際し通常無断で他人の住居に立ち入る行為が前提となっている。他人の住居に立ち入ることなく投げ込みを行うことができる住居もあるが、通常、そのような区別なく投げ込み広告が行われているのが一般であり、戸別の投げ込み広告そのものが法令に違反するおそれがあると考える。特に、集合住宅等のポストに投函するときは、必然的に他人の住居に立ち入るケースがほとんどであり、規則第３条第６号に違反するおそれが高い。

（特定の事件の勧誘広告）

第６条　会員は、特定の事件の当事者及び利害関係者で面識のない者に対して、郵便又はその他これらの者を名宛人として直接到達する方法で、当該事件の依頼を勧誘する広告をしてはならない。

１　特定の事件の勧誘広告

特定の事件とは、特定の人について具体的に発生している法律問題をいい、紛争事件に限らな

い。勧誘広告とは、特定の人に事件の依頼を働きかける広告をいう。

特定の事件の勧誘広告であるかどうかは、具体的には、次のような要素を基にして個別に検討し、判断される。

ア　広告の内容が具体的に発生している特定の事件を対象にしているか。

イ　配布先が事件の当事者や関係者に限定されているか。

ウ　具体的に発生している特定事件の発生時期と配布時期とが近接しているか。

例えば、アの要素が明確に認められる場合は、イ又はウの要素が明確でなくとも特定の事件の勧誘広告と判断される。アの要素が明示されていなくとも、その表示が特定の事件と密接な関連性を有する内容の場合は、イ又はウの要素と相俟って特定事件の勧誘広告と判断されることもある。

例　①　特定事件の勧誘広告とされる例

区画整理や住居表示の実施が告示された直後、その該当地域の居住者等に限定して変更登記の必要性を通知するなどのダイレクトメールを送ることは、アの要素が明示されていないが、イ及びウの要素が明確に認められ、広告の内容もその事件と密接に関連した内容であることから特定事件の勧誘広告と判断される。

②　特定事件の勧誘広告とされない例

６５歳以上の人を対象として、その人達に対し遺言書等の作成を勧誘する広告は、特定の事件を対象としていないので、上記アからウに該当せず、特定事件の勧誘広告とはならない。

③　場合によっては特定事件の勧誘広告となる例

「債務整理事件を扱います」との広告は、一般を対象にして行う場合には、特定事件に該当するとはいえないが、同様の広告を特定の多重債務者を対象として行えば、延滞の有無にかかわらず、具体的に発生している特定の事件に該当する。

２　郵便以外で名宛人に直接到達する方法

宅配業者による配達、戸別の投げ込み、直接交付、電報、ファクシミリ通信、電子メールなどがこれにあたる。ただし、特定事件の勧誘広告であっても、特定の人に直接到達する方法での広告ではなく、新聞、雑誌、インターネットのホームページなど不特定多数の人々を対象とした広告方法であれば許される。

なお、戸別の投げ込みについては、本規則第５条を参照。

（有価物等供与の禁止）

第７条　会員は、広告の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与して、又はこれを約して広告をしてはならない。

１　禁止される理由

広告対象者に対して、社会的儀礼の範囲を超える有価物等を供与し依頼の勧誘を行うことを禁止するのは、司法書士への依頼は、本来依頼者が自由な意思により行われるところ、社会的儀礼の範囲を超える有価物等の供与はこれを歪めるおそれがあり、また、このような手段を用いて依頼を勧誘することは司法書士の品位を損なうことにつながるからである。

２　社会的儀礼の範囲

社会的儀礼の範囲内であるかどうかは、供与する当事者の関係、有価物等を供与する目的、供与する時期、供与する有価物等の相当性等から総合的に判断される。

例えば、友人の新築祝いに司法書士の名で記念品を送ることは、一般的には、顧客誘引が主たる目的とは認められないからそもそも広告ではない（規則第２条）。

依頼者に年始の挨拶として事務所名が入った通常のカレンダーを送ることは、広告ではないので社会的儀礼の範囲での有価物等の供与として許される。また、事務所の開設〇〇周年に、〇〇周年開設記念としてプリペイドカード（例えば額面５００円のクオカード）を依頼者に配布することは許されるが、プリペイドカードを依頼者に平常供与し、又は街頭で不特定多数の人に交付することは許されない。

（第三者の抵触行為に対する協力禁止）

第８条　会員は、第三者が会員の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為でこの規則に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又はこれに協力してはならない。

１　禁止される理由

第三者が司法書士の業務に関して、規則に抵触する情報の伝達又は表示方法を行う場合に、司法書士がこれに協力することを禁止するものである。

２　第三者が行う規則に抵触する情報の伝達又は表示行為の具体例

主として規則第３条及び第４条に抵触するものをいう。

例えば、出版社、その他の団体、個人等が発行する書籍、記事又はインターネット情報で、事実に反し、又は誤導、誤認若しくは誇大広告のおそれのある内容を記載したものである。

この場合に、禁止されるのは第三者が行うこれら抵触行為に対し、金銭その他利益を供与したり、又は協力したりすることである。

金銭その他の利益の供与とは、規則違反の第三者の行為を援助助長するために金銭その他の利益の供与をすることを指し、協力とは、違反行為に対し、原稿の提供、アンケート回答、インタビュー応答、出版パーティーへ参加すること等を指す。また、協力の方法には、司法書士が金銭その他の利益を供与することによるもの、その他の方法によるものがある。

（広告をした司法書士の表示）

第９条　会員は、広告中に事務所所在地又は所属司法書士会、及び氏名（司法書士名簿に職務上の氏名の記載を受けた会員はその職務上の氏名）並びに司法書士であることを表示しなければならない。

２　法人会員は、広告中に、事務所所在地又は所属司法書士会及び名称を表示しなければならない。ただし、複数の事務所を有する法人会員においては、本会に登録した事務所を１カ所表示すれば足りる。

３　会員が、他の会員又は他の会の司法書士若しくは司法書士法人と共同して広告をするときは、第１項及び前項に定める事項は、会員のうち代表する者１名について表示すれば足りる。

広島司法書士会司法書士の業務広告に関する規則の運用指針

１　第９条第１項、第２項の趣旨

第９条が、第１項、第２項に定める事項（以下「要表示事項」という。）を定めたのは、司法書士及び司法書士法人の広告においては、氏名や名称を表示するだけでは当該広告の責任の所在が明確にならないため、広告の内容につき利用者からみて不適正又は不審な点があるときに、所在地を確認し又は司法書士会へ問い合わせる等により被害の発生を未然に防止する手がかりとするためである。

２　第９条第３項の趣旨

第９条第３項が会員のうち代表者の表示を１名で足りることとしたのは、事務所の所属会員全員で広告を行う場合や、会員と他の会員又は司法書士若しくは司法書士法人が共同して広告を行う場合において、これら広告を行う者全員の要表示事項を表示しなければならないとすることは、場合によって不可能を強いることになること、当該広告の責任の所在を明確にし、所属司法書士会に問い合わせることができるようにするためには会員のうち代表者１名について要表示事項が表示されていれば足りること等が理由である。

３　社員の氏名の表示

第９条第２項又は第３項の規定により司法書士法人が表示される場合には、社員の氏名を表示することは要しない。

４　司法書士法人の表示における事務所の表示

第９条第１項又は第２項の規定により司法書士法人が表示される場合において、主たる事務所に関する広告しかされていないにもかかわらず従たる事務所の事務所表示事項を表示することは、同条の規定に違反するものではないが、誤導又は誤認のおそれのある広告に該当する場合には、規則第３条第２号に違反する。

５　ホームページのバナー広告における表示

ホームページにおけるバナー広告は広告に該当するが、バナー広告からアクセスして表示されるページにおいて容易に当該広告主体の代表者である司法書士又は司法書士法人の要表示事項が表示されるときは、当該広告の責任の所在は明らかであるといえることから、バナー広告自体に代表者である司法書士又は司法書士法人の要表示事項が表示されることを要しない。

（広告であることの表示）

第１０条　会員が、郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告であることを表示しなければならない。

１　趣旨

第１０条が郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物について広告であることを表示させることとしたのは、面識のない広告対象者に対して広告物を郵送等する場合は、これによって無用な心配をかけ、又はその閲覧を心理的に強制するおそれがあるため、広告であることを表示させることにより、開封しなくとも、外見から広告物であることがわかるようにするためである。

２　広告であることの表示の方法

広告であることの表示は、「広告」、「事務所報在中」、「事務所案内在中」等一見して司法書士の広告であることが分かるようなものとし、封筒である場合にあってはその外側、封筒以外のものである場合にあってはその表側又は冒頭部分等、分かりやすい箇所に行わなければならない。

３　暑中見舞い、年賀状等の時候の挨拶状について

暑中見舞い、年賀状等の時候の挨拶状は、過去に面談等の交渉のあった者に対して送付するのが通常であるところ、これを全く面識のない者に対して配布する場合には、その内容、態様、方法等により顧客誘引が主たる目的とは認められない場合を除き、広告に該当する。

（保存義務）

第１１条　広告をした会員は、次に掲げるものを当該広告が終了した時から３年間保存しなければならない。

（１）広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録

（２）広告をした日時、媒体、場所、送付先等の広告方法に関する記録

（３）第４条第２号及び第３号の同意を証する書面

１　保存義務

広告をした会員は、第１２条第１項により、会長から広告物等の提出を求められた時には、正当な事由がなければこれを拒んではならないとされている。

このため、会員は３年間広告物又はその複製（電磁的記録によるものを含む。）、写真等の当該広告物に代わる記録を保存しておかなければならないこととした。

また、これらの広告をした日時、媒体、場所、送付先等の広告に関する記録も同様に保存しておかなければならないものとした。

さらに、表示できない広告の例外規定として、顧問先又は依頼者、受任中の事件等の依頼者の同意があったときは、その同意を証する書面を保存しておかなければならないこととした。これらの書面等の記録の保存期間は当該広告が終了した時から３年間となっている。広告物等は、現物そのものを保存することを原則とする。

２　広告物等の保存方法

（１）広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録

①　事務所案内のビラ、冊子、紹介チラシ等当該司法書士や司法書士事務所の広告を紙に印刷した広告物は、広告物そのものを保存する。

②　電話帳広告、雑誌広告、新聞広告等当該司法書士や司法書士事務所の広告以外のものも含まれている紙に印刷した広告物は、当該電話帳等の広告物を含んだ物体そのものではなく、その広告物が掲載提示されている頁とその電話帳、雑誌、新聞紙等が特定できる頁を保存すれば足りる。これらについては、コピーしたものでもかまわない。

③　ビルの壁面広告、ネオンサイン付きの広告、立て看板、電柱広告、地下鉄のつり広告、電車やバス、地下鉄の壁面の広告、のぼり旗、広告幕、広告板、広告塔、アドバルーンによるつり下げ広告等物理的に保存に適しないものは、現物を保存するのではなく、現物の

状況が判るように写真等に撮って、広告物に代わる記録として保存する。

④　インターネットのホームページを利用した広告については、その内容が頻繁に書き換えられることが通常であるから、当初の広告画面を保存し、基本的には変更があった都度保存することが望ましいが、画面を一新したときや、大幅な変更があった時には、変更前と変更後の画面を必ず保存しておかなければならない。保存の方法は、変更の前後をデータで保存するかプリントアウトしたものを保存しておく。

⑤　テレビ、ラジオ等放送媒体を用いて行う広告は、放送局に提供したテープ、ＣＤ、ＤＶＤ等の記憶媒体又は広告者自身でこれを録画あるいは録音したものを保存しておく。

⑥　年賀状や暑中見舞い、クリスマスカード、季節のあいさつ状等通常人がなしている儀礼的な通知については、広告と認められる場合を除き、原則として本条に言う広告物に該当しないので保存する必要はない。

（２）広告をした日時、媒体、場所、送付先等の広告方法に関する記録

①　事務所案内のビラ、冊子、紹介チラシ等については、実際に使用した時期、送付や配布した先、郵送等の送付方法、業者委託による等送付や配布についての記録も残しておく必要がある。

②　電話帳広告、雑誌広告、新聞広告等については、発行した時期、配布先又は配布地域等の記録をしておく必要がある。

③　ビルの壁面広告、ネオンサイン付きの広告、立て看板、電柱広告、地下鉄のつり広告、電車やバス、地下鉄の壁面の広告、のぼり旗、広告幕、広告板、広告塔、アドバルーンによるつり下げ広告等については、広告物の置かれている場所、期間、枚数、大きさ等広告物の提示されている状況が想定できるように記録する必要がある。

④　インターネットのホームページを利用した広告については、インターネット上に掲示されていた期間についての記録を残しておく必要がある。

⑤　テレビ、ラジオ等放送媒体を用いて行った広告については、放送局から示された放送結果を記したもの、放送予定表や広告料支払いの請求書に記された広告放送等を流した旨の証明書等、現実に放送された日時、放送時間、放送範囲等の記録を残しておく必要がある。

（３）第４条第２号及び第３号の同意を証する書面

第４条に表示できない広告が規定されているが、第２号の顧問先又は依頼者の同意、第３号の受任中の事件等の依頼者の同意があるときは、例外として広告を行うことができるので、その同意があったことを証する書面を保存しておく必要がある。

（違反行為の排除等）

第１２条　会長は、会則第１０３条に基づき必要があると認めたときは、広告　をした会員に対し、必要な指示若しくは指導をし、又は前条の記録等の提出　を求め、その他広告に関する調査を行うことができる。この場合、会員は正当な事由がなければ調査を拒んではならない。

２　会長は、前項の調査において、会則第８７条に違反するおそれがあると認めるときは、会則第４９条に基づき綱紀調査委員会に調査をさせなければな　らない。

３　広告が第３条第１号に該当する疑いがあるときは、会長又は綱紀調査委員会は、広告をし

た会員に対して、広告内容が事実に合致していることを証明するよう求めることができる。
4　前項の場合において、広告をした会員が広告内容につき事実に合致していることを証明できなかったときは、会長又は綱紀調査委員会は、当該広告が第３条第１号に該当するものとみなすことができる。
5　本会は、広告に関して会則第１０４条による注意勧告を受けた会員がその　措置に従わない場合において、当該行為による被害発生防止のため特に必要　があるときは、本会が注意勧告を行った事実及び理由の要旨並びに当該会員　の弁明書を公表することができる。また、注意勧告の対象となった当該行為　の中止又は排除が困難な場合も同様とする。
6　前項の場合において、会長は、当該会員に対し公表内容を事前に告知し、　１週間以上の期間を定め弁明書提出の機会を与えなければならない。
7　会長は、他の司法書士会の所属司法書士についてこの規則違反の事由があると思料するときは、当該司法書士の所属司法書士会に対し、その旨を通知　することができる。

会長は、司法書士の広告が規定に違反する疑いがあると認めるときはもちろん、その前段階においても会則第１０３条に基づき必要があると認めたときは、いつでも当該会員に対し、必要な指示や指導をし、また調査を行うことができる。その調査において会則第８７条に違反するおそれがあると認めた場合は、綱紀調査委員会に調査させることになる。第１２条はこれを明記したものである。

なお、本規則で禁止された広告をした会員が、第１２条第１項による会長の指示、指導等に従わない場合には、会則等違反として懲戒の対象となる（司法書士法第４７条）。

１　会長による調査

会長は、会員の広告が規定に違反する疑いがあると認めるときはもちろん、その前段階においても必要があると認めるときは、いつでも、当該会員に対し、広告に関する記録の提出を求めるなど、事実関係についての調査をすることができる。この調査とは、具体的には規則第１１条で保存している広告記録の提出を求めることの外、広告内容が事実と合致しているかどうかの照会や関係者からの事情聴取などである。

２　会員の調査協力義務

当該広告を行った会員は、第１項に定める会長による調査に対し協力しなければならず、例えば病気により対応ができない等正当な事由がなければ調査を拒んではならない。

３　綱紀調査委員会の調査

会長は、会員が会則第８７条に違反するおそれがあると認めるときは、会則第４９条に基づき綱紀調査委員会に調査をさせなければならない。

４　会員の証明責任

司法書士の広告は、事実に合致するものでなければならず（規則第３条第１号）、広告が事実に合致しているかどうかの証明責任は、広告をした会員が負担する。それは、事実に合致しているかどうかは広告をした会員自身が最もよく知っており、かつ証明資料も当該会員のもとにあるのが通常だからである。したがって、会長又は綱紀調査委員会から証明を求められたときは、当該広告をした会員は、これを証明しなければならない。

５　証明できないとき

広告をした会員が広告内容につき事実に合致していることを証明できなかったときは、当該広告が「事実に合致していない広告（第３条第１号）」に該当するものとみなすことができるとされている。

６　違反行為に対する措置に従わなかった場合における公表

本会は、広告に関して、会則第１０４条による注意勧告を受けた会員がその措置に従わない場合は、被害発生防止のために、理事会の決議をもって、本会が注意勧告を行った事実及び理由の要旨並びに当該会員の弁明書を公表することができる。

また、例えば電話帳広告のように、既に広告が広範囲に配布されていてその中止又は排除が事実上不可能であるときのように、注意勧告の対象となった当該行為の中止又は排除が困難な場合も同様としている。

７　公表の方法

本条第５項の規定により行う公表の方法は、司法書士会のホームページに掲載する等適宜の方法により行うものとする。

８　弁明の機会

会長は、本条第５項の規定による公表を行う場合には、当該会員に対し公表内容を事前に告知し、１週間以上の期間を定め弁明書提出の機会を与えなければならないこととした。会員に対する不利益な処分となるので、事前に弁明の機会を与えるものとした。

９　他会の会員に対する規則違反の通知

会長は、他の司法書士会に所属する司法書士について規則違反の事由があると思料するときは、当該司法書士の所属司法書士会に対し、その旨を通知することができることとした。これは、司法書士が広告を行う地域は所属司法書士会の地域内に限られておらず、その地域外において広告が行われている場合には、当該会員の所属する司法書士会では、違反広告を認識することが困難であるので、違反広告を認識した司法書士会の会長が違反広告をした会員の所属する司法書士会の会長に対して通知を行うことができる旨を規定したものである。

通知を受けた司法書士会の会長は、通知をした司法書士会の会長の協力を受け、これを調査し、規則違反と認識された時には第１２条に定める措置を行うことになる。

平成２６年５月３１日制定